

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ソケツツ			コード	3634
提出日	2025/5/29		異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	①定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ②独立役員の選任の理由について記載事項の一部変更のため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鵜飼幸弘	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	町田修一	社外取締役	○										△					有
3	相田俊充	社外監査役	○													○		有
4	大塚一郎	社外監査役	○										○					有
5	今西浩之	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	鵜飼幸弘氏の上場企業運営における経験・実績・見識が当社の企業価値向上に有益であるとの判断から選任しております。また、同氏は株式会社テクノロジーハブの代表取締役、SeeDevice, Inc.の社外取締役および株式会社SeeDevice Japan代表取締役を兼務しておりますが、各社と当社には取引関係がなく、独立性が確保されていることから、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指名しております。
2	当社の役員就任以前に当社の事業に関するサポート及びアドバイスを目的として、顧問契約を締結しておりましたが、当該報酬は少額であり当社の業務を執行していたわけではありません。なお、当該契約は2024年6月の役員就任と同時に解消しているため、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。	町田修一氏のマーケティング事業におけるエンターテイメント利活用という分野での豊富な実績と知見は、当社の中長期的な成長シナリオ実現に向けて有益であるとの判断から選任しております。当社は、同氏が東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指名しております。
3	該当事項はありません。	相田俊充氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から社外監査役に選任しております。また、同氏はエクサイト株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社には取引関係がなく、独立性が確保されていることから、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指名しております。
4	大塚一郎氏が共同代表を務める弁護士事務所と当社の間には顧問契約関係が存在しますが、同氏は当社の担当弁護士ではなく、また、顧問弁護士事務所への顧問料においても、同氏の独立性及び意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	弁護士としての法務面での高い専門的見地及び提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンス及びリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。また、同氏は株式会社オプロの監査役を兼務しておりますが、同社と当社には取引関係がなく、東京証券取引所のガイドラインの要件のいずれにも該当していないことはもとより、弁護士であること等から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	今西浩之氏は会計・税務の専門家として高い見識、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指名しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。